改正後	改正前
別紙様式第２号（第21条第１項関係） 第　期（　年　月　日現在）貸借対照表 年　月　日作成　住所 年　月　日備付　労働金庫名 理事長氏名　印	**別紙様式第２号**（第21条第１項関係） 第　期（　年　月　日現在）貸借対照表 年　月　日作成　住所 年　月　日備付　労働金庫名 理事長氏名　印
［表略］	［同左］
（記載上の注意） １．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	（記載上の注意） １．　［同左］
⑴　［略］	⑴　［同左］
⑵　次に掲げる会計方針に関する事項 ［①～⑩　略］ ⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。） ⑫　［略］	⑵　［同左］ ［①～⑩　同左］ ［加える。］ ⑪　［同左］ ［加える。］
⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項 ①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの ②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額 ③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報	
⑷　［略］ ［削る。］	⑶　［同左］ ⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。） ［加える。］
⑸　金融商品に関する事項 ①　金融商品の状況に関する事項 ②　金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。） ③　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の６の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）	
⑹～㉖　［略］	⑸～㉕　［同左］
［２．～９．　略］	［２．～９．　同左］